

## 女性用 産休育休ガイダンス



改訂日：2025.7

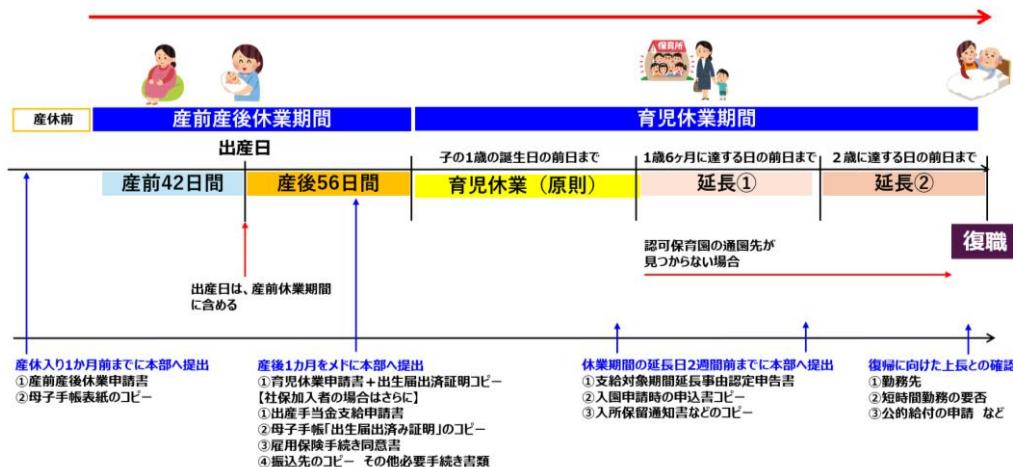
この度はご懐妊おめでとうございます。今後、出産に備えて休業制度を利用されるにあたり、休業制度と社会保険給付、休業中の給与等に関するポイントをまとめました。

詳細については、後日お送りする説明資料・産後提出書類を必ずご確認下さい。

### 1. 産休育休フロー

産育休フローのイメージは以下の通りです。

産前産後休業開始～終了>育児休業開始～お子様の認可保育園通園決定（育児休業終了）>復帰



### 2. 産前産後休業・育児休業のポイント

お子様の出産、養育に係る主な休業制度は以下の通りです（更に詳細は厚労省 HP 等をご確認下さい）。

- ①「産前産後休業」：妊娠中および出産後における母体保護のために、産前（出産予定日含めた 42 日間（双子以上は 98 日間））及び産後（出産日翌日から 56 日間）に取得できる休業です。
- ②「育児休業」：**入社 1 年以上の方**が、お子様の養育を行う為の休業です。原則、お子様の 1 歳誕生日の前日までが育児休業期間となります。お子様が満 1 歳時点で認可保育園が未定の場合は、一定の条件を満たすことにより 1 歳 6 ヶ月まで、1 歳 6 ヶ月時点で決まらない場合は満 2 歳誕生日の前日まで、休業期間の延長が可能になる場合があります。

### 3. 出産・育児に係る社会保険給付のポイント

社会保険に加入している場合、1.の休業期間中に社会保険制度から主に以下の様な給付金が支給されます（下記③～⑤は、一定の受給資格要件を満たす場合に限り給付されます）。

- ①出産手当金：産前産後休業期間における生活保障の目的で、健保から「出産手当金」が支給されます。
- ②出産育児一時金：出産について「出産育児一時金」が支給されます。「直接支払制度」（病院が直接健保に申請して会計処理に充てる方法）を行うケースが一般的です。
- ③育児休業給付金：育児休業期間における生活保障の目的で、雇用保険から支給される給付金です。
- ④出生後休業支援給付金：ママの産後休業期間中にパパが育児休業を取得した場合等において、更に「出生後休業支援給付金」が給付される場合があります。
- ⑤育児時短就業給付金：復帰時、時短就業を選択して復帰した場合に給付される場合があります。

## 4. 限度額適用認定制度について

個人がひと月支払う医療費には上限ありますが、超過した分は自分で申請しないと戻ってきません。さらに超過分の還付は診療月から3ヶ月以上かかる場合があります。「限度額適用認定制度」は、この様な一時的な経済的負担を軽減する制度です。この制度では、「限度額適用認定証」を予め発行し、会計時に病院に提示することで、超過分の立替負担を行なわなく済むようになります。

申請方法：所定の申請書を協会けんぽ神奈川支部に直接提出する。

会計方法：病院での会計時に「限度額適用認定証」を保険証と一緒にして窓口に提示して下さい。

### 【申請書の格納場所】

共有25フォルダ>本部提出書類いろいろ>産休育休取得者向資料・申請書>〔女性〕産休育休取得者

向け>①産休申請書フォルダ 格納>医療費が高額になりそうなときフォルダ <限度額適用認定申請書フォルダ

### 【マイナ保険証を持っている方】

オンライン資格確認を導入している病院であれば、「限度額適用認定証」の発行が不要な場合がありますので、必ず病院窓口にてご確認下さい。

## 5. 休業期間中の給与及び控除項目について

①給与・控除項目：給与）支給されません。

社会保険料）休業開始月から終了日の翌日が属する月の前月まで免除

住民税）給与控除が出来ない為、普通納付に切替えとなります。

通勤定期券）休業前に1ヶ月以上の残余期間がある場合は、払戻を行って下さい。

②休業期間中の社内手続き：お子様の認可保育園通園申込みの際、自治体に就労証明書の提出する場合があります。就労証明書の発行手続きは、スタッフページでの受付となりますので、スマホ等からスタッフページにアクセス出来る環境を予め整えて下さい。

## 6. そのほか

①健保 傷病手当金：産休前に悪阻等で具合が悪くなり、出勤予定日に欠勤せざるを得ない場合、有休や土日を含めて欠勤日が連続して3日あり、4日目以降に給与の支払いがない日がある場合は傷病手当金が支給される場合があります。手続きを希望される場合は、共有フォルダにある「傷病手当金支給申請書」をダウンロード、プリントのうえ必要事項を記入、作成のうえ本部労務担当宛にご提出下さい。なお、お休みの期間中の社会保険料、住民税等が給与から控除できない場合は、振込案内に従い、期日までお振込み下さい。

②休業期間中の有休：産前産後休業や育児休業期間中も、要件が満たされれば有給休暇は発生します。

有給休暇の有効期限は、発生日から2年以内です。産休に入る時点で未消化の有給休暇がある場合、休業期間中に有効期限が切れる恐れがありますので、ご注意いただくと共に、係る対応については上司にご相談下さい。

## 7. 「産前産後休業申請書」の提出

産休開始日の1ヶ月前までに、本部労務担当宛に「産前産後休業申請書」と「母子手帳」表紙のコピーを提出下さい。申請書を受理した後、改めて説明資料・産後提出書類を送付致します。

出産に伴って里帰りを予定されている場合は、必ず「里帰り連絡票」を申請書と共にご提出下さい。

以上